

# 軽井沢町プロポーザル方式等の実施に関するガイドライン

## 第1 趣旨

このガイドラインは、町が発注する契約に関し、プロポーザル方式又はコンペ方式（以下「プロポーザル方式等」という。）により受注者を選定する場合の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 定義

このガイドラインにおいて、プロポーザル方式及びコンペ方式とは次に定めるところによる。

### (1) プロポーザル方式

「事業者の能力」に主眼をおき、「企画・提案能力のある者」を選ぶ方式

### (2) コンペ方式

「提案内容」に主眼をおき、「優秀な提案」をした者を選ぶ方式

## 2 プロポーザル方式等の提案者を決定する方法は、以下のとおりとする。

### (1) 公募型

プロポーザル方式等の実施を公告して参加業者を募り、申込者のうち、参加資格要件を満たす者から、提案を求める方式

### (2) 指名型

競争入札参加資格登録業者のうち参加資格要件を満たした者を指名し、提案を求める方式

## 第3 対象

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「自治令」という。）第167条の2第1項第2号の規定（その性質又は目的が競争入札に適さない契約をするとき）により、次のいずれかに該当し、価格競争に適さない場合に限り実施することができる。

(1) 高度な知識、専門的技術又は豊かな経験を必要とするとき。

(2) 企画内容、創造性等を審査して、契約の相手方を決めるとき。

## 2 別紙「選定方式の選択」により、対象となる案件を選択する。

#### 第4 審査委員会の設置

プロポーザル方式等を採用する事業の所管課(以下「所管課」という。)は、当該業務に係る審査委員会を設置し、委員を選任する。

#### 第5 参加資格

プロポーザル方式等に参加(提案)する者は、次に掲げる事項をすべて満たす者でなければならない。

- (1) プロポーザル方式等に参加しようとする業務において当町の入札参加資格を有していること。
  - (2) 軽井沢町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱及び軽井沢町物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要綱による指名停止を受けていないこと。
  - (3) 自治令第167条の4に該当しない者であること。
- 2 入札参加資格の有無にかかわらず広く提案を求める必要がある場合には、前項第1号の規定は適用しない。この場合、入札参加資格審査申請と同様の書類を提出させ、確認したうえでプロポーザル方式等に参加させる事ができる。
- 3 前2項に規定するもののほか必要な参加資格要件は、業務の内容に応じて、別に定める。

#### 第6 事業者の能力及び提案の審査

審査基準は、審査委員会の意見を聴き、次の事項を定め、公募又は指名の際にあらかじめ明らかにする。

- (1) 審査の対象事業
  - (2) 審査項目及び配点
  - (3) 審査の実施
  - (4) 審査の方法
  - (5) 契約候補者の決定方法
- 2 委員は、審査基準に基づき審査を行う。なお、審査に当たっては、可能な限り提案者の名称を匿名とするなど、委員が事業者の能力及び提案

内容を公正かつ客観的に審査できるよう努める。

3 ヒアリング及びプレゼンテーションは、必要に応じて実施する。

#### 第7 契約候補者の決定

委員の審査に基づき、提案者に順位を付け、契約候補者を決定する。

提案者の順位付けの方法については実施要領に規定しなければならない。

#### 第8 実施の公告及び公表

##### (1) 実施の公告

公募型の場合、実施について町ホームページ等を活用するなど広く周知するものとする。

##### (2) 審査結果の通知

審査結果は、全参加者に書面で通知するものとする。

##### (3) 審査結果の公表

審査結果は、町ホームページ等を活用し情報提供するものとする。

「選定方式の選択」

